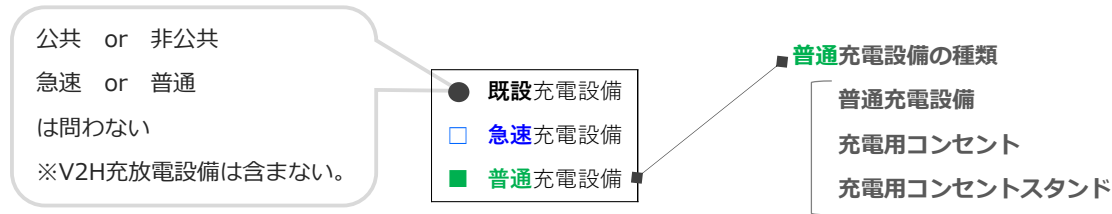


■ 申請できる口数について 目的地充電

2025/5/1

申請できる口数は、既設充電設備の設置有無・設置基数、駐車場収容台数により異なります。
算出の考え方を、駐車場収容台数：10台（収容台数200台以下に該当）を例に記載いたしました。
駐車場収容台数が201台以上の場合は、「**駐車場収容台数の2%以下かつ50口以下**」の計算をしてください。
※設置工事完了後の充電口数が、口数制限以内になるように申請をしてください。



※どのケースにおいても、収容台数を超えての設置は認めない。

【目的地充電—普通充電設備】

＜駐車場収容台数：200台以下＞

- 普通充電設備の充電口数 **4口** 以下
- 既設充電設備がある場合は、上記口数に含める

[A.充電設備が無い場所へ新たに充電設備を設置する場合]

1 2 3 4

■ ■ ■ ■

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

[B.充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設する場合]

1 2 3 4

● ■ ■ ■

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

[C.既存の充電設備を撤去し新たに充電設備を設置する場合]

1 2 3 4

■ ■ ■ ■ ● ● ● ●

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

[B+C の場合]

1 2 3 4

■ ■ ■ ■ ●

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

【目的地充電—急速充電設備 + 普通充電設備】

＜駐車場収容台数：200台以下＞

- 普通充電設備の充電口数 **4口** 以下
- 既設充電設備がある場合は、上記口数に含める
- 急速充電設備の口数制限はなし

[A.充電設備が無い場所へ新たに充電設備を設置する場合]

1 2 3 4

□ ■ ■ ■ ■

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

[B.充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設する場合]

1 2 3 4

● □ ■ ■ ■

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

[C.既存の充電設備を撤去し新たに充電設備を設置する場合]

1 2 3 4

■ ■ ■ ■ □ ● ● ● ●

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

[B+C の場合]

1 2 3 4

■ □ ■ ■ ■ ●

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

【目的地充電—急速充電設備 + 普通充電設備】 **超過設置**

＜駐車場収容台数：200台以下＞

- 普通充電設備の充電口数 **4口 × 2以下**
- 既設充電設備がある場合は、上記口数に含める
- 急速充電設備の口数制限はなし

既設充電設備の直近3か月の1口あたりの平均稼働時間が60時間/月以上の場合、充電口数上限分の超過設置が可能。

[B.充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設する場合]

1 2 3 4 5 6 7 8

● □ ■ ■ ■ ■ ■ ■

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

[C.既存の充電設備を撤去し新たに充電設備を設置する場合]

1 2 3 4 5 6 7 8

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ □ ● ● ● ●

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

[B+C の場合]

1 2 3 4 5 6 7 8

■ □ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ●

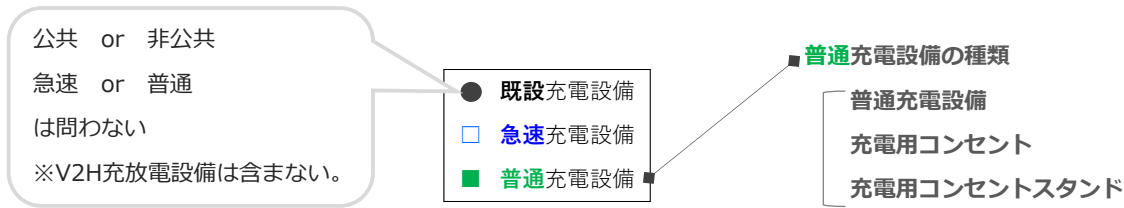
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

■ 申請できる口数について 基礎充電— 普通

申請できる口数は、既設充電設備の設置有無・設置基数、駐車場収容台数により異なります。

また、申請する充電設備の種類により申請できる口数が異なります。

ただし、充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設する場合は、以下の条件を満たす必要があります。



算出の考え方を、駐車場収容台数：10台を例に記載いたしました。

普通充電設備を設置する場合は、申請する施設に応じて「**駐車場収容台数の10%以下かつ10口以下**」の計算をしてください。

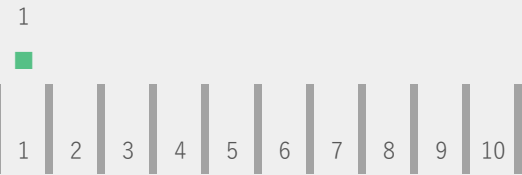
※設置工事完了後の充電口数が、口数制限以内になるように申請をしてください。

※どのケースにおいても、収容台数を超えての設置は認めない。

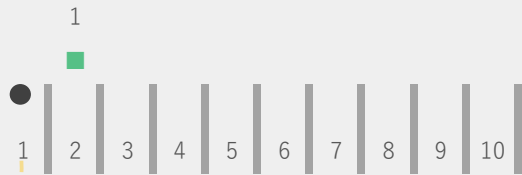
【基礎充電—普通充電設備：マンション等／月極駐車場／事務所工場等】

- ＜普通充電設備＞
- 普通充電設備の充電口数 **駐車場収容台数の10%以下かつ10口以下**
 - 既設充電設備の口数は、上記口数に含めない

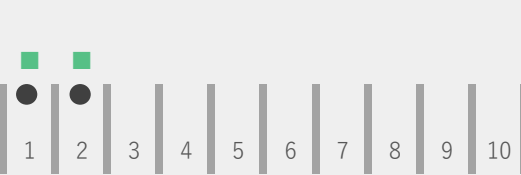
[A.充電設備が無い場所へ新たに充電設備を設置する場合]



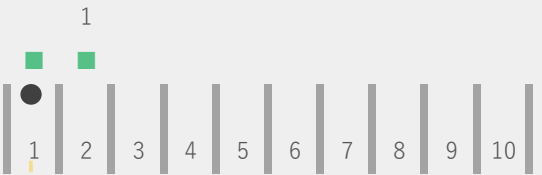
[B.充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設する場合]



[C.既存の充電設備を撤去し新たに充電設備を設置する場合]



[B+C の場合]



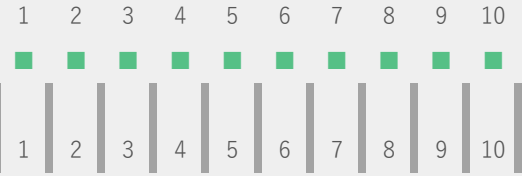
充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設する場合の条件

既設充電設備が設置されており、電気自動車等の駐車場利用台数が既設充電設備の口数の50%以上となる場合に限り、充電設備の増設が可能。

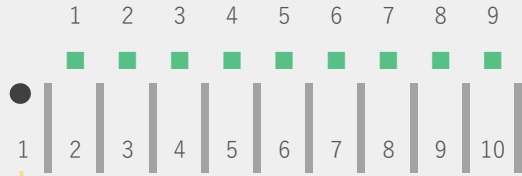
【基礎充電—普通充電設備：マンション等／月極駐車場／事務所工場等】

- ＜充電用コンセント・充電コンセントスタンド＞
- 普通充電設備の充電口数 **20口以下**
 - 既設充電設備は、上記口数に含めない

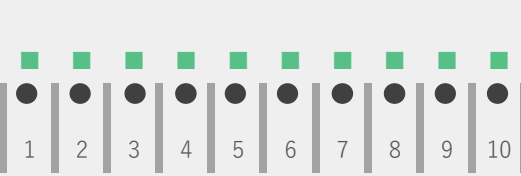
[A.充電設備が無い場所へ新たに充電設備を設置する場合]



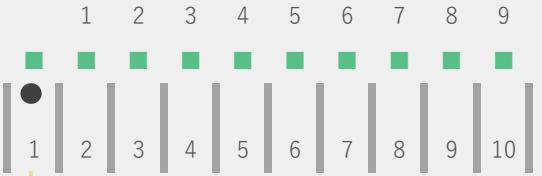
[B.充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設する場合]



[C.既存の充電設備を撤去し新たに充電設備を設置する場合]



[B+C の場合]



充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設する場合の条件

既設充電設備が設置されており、電気自動車等の駐車場利用台数が既設充電設備の口数の50%以上となる場合に限り、充電設備の増設が可能。

■ 申請できる口数について 基礎充電—**急速** + **普通**併設

申請できる口数は、既設充電設備の設置有無・設置基数、駐車場収容台数により異なります。

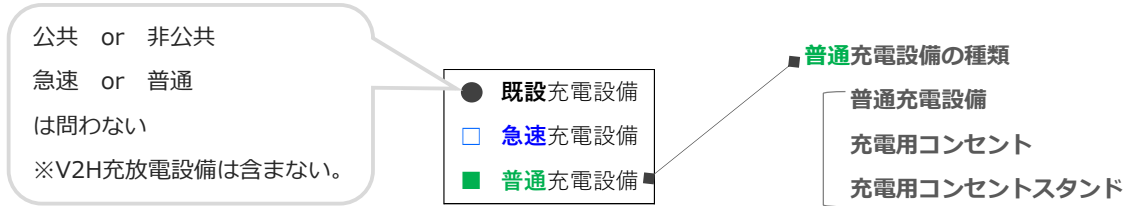
また、申請する充電設備の種類により申請できる口数が異なります。

ただし、充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設する場合は、以下の条件を満たす必要があります。

算出の考え方を、駐車場収容台数：10台を例に記載いたしました。

普通充電設備を設置する場合は、申請する施設に応じて「**駐車場収容台数の10%以下かつ10口以下**」の計算をしてください。

※設置工事完了後の充電口数が、口数制限以内になるように申請をしてください。

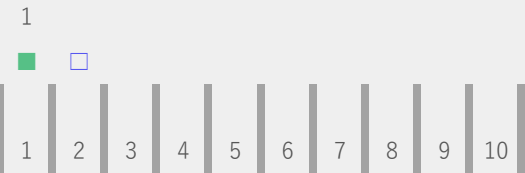


※どのケースにおいても、収容台数を超えての設置は認めない。

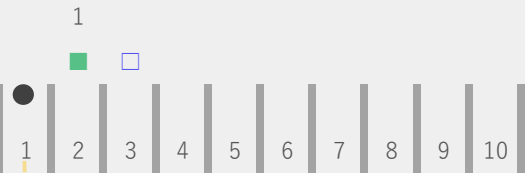
【基礎充電—**急速**充電設備 + **普通**充電設備：事務所工場等】

- ＜普通充電設備＞
- 普通充電設備の充電口数 **駐車場収容台数の10%以下かつ10口以下**
 - 既設充電設備の口数は、上記口数に含めない
 - 急速**充電設備の口数制限はなし

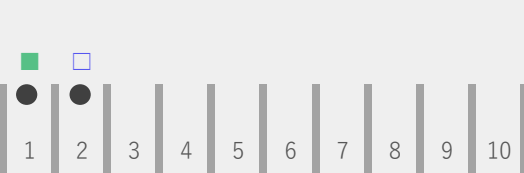
[A.充電設備が無い場所へ新たに充電設備を設置する場合]



[B.充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設する場合]



[C.既存の充電設備を撤去し新たに充電設備を設置する場合]



[B+C の場合]

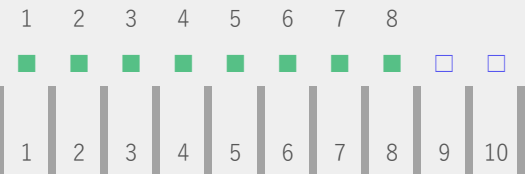


充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設する場合条件
既設充電設備が設置されており、電気自動車等の駐車場利用台数が既設充電設備の口数の50%以上となる場合に限り、**普通**充電設備の**増設が可能**。

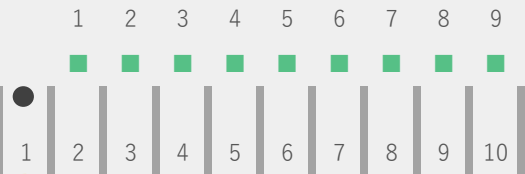
【基礎充電—**急速**充電設備 + **普通**充電設備：事務所工場等】

- ＜充電用コンセント・充電コンセントスタンド＞
- 普通充電設備の充電口数 **20口以下**
 - 既設充電設備の口数は、上記口数に含めない
 - 急速**充電設備の口数制限はなし

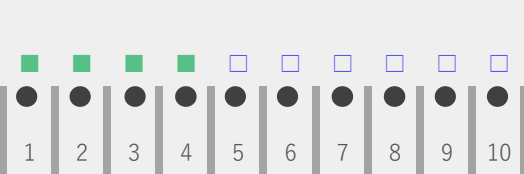
[A.充電設備が無い場所へ新たに充電設備を設置する場合]



[B.充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設する場合]



[C.既存の充電設備を撤去し新たに充電設備を設置する場合]



[B+C の場合]



充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設する場合の条件
既設充電設備が設置されており、電気自動車等の駐車場利用台数が既設充電設備の口数の50%以上となる場合に限り、**普通**充電設備の**増設が可能**。